

奈良県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年七月十三日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業山陰地区表野工区）の換地処分をした。

平成二十八年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾